



沖縄県諮問保第 3 号

沖縄県国民健康保険運営協議会

令和 3 年度国民健康保険事業費納付金等の算定方法について（諮問）

みだしのことについて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第 1 項の規定により、別紙のとおり定めてよいか諮問します。

令和 2 年11月19日

沖縄県知事 玉城 康裕



項目	算定方法	
	令和2年度	令和3年度
標準保険料率		
標準的な算定方式	3方式 (納付金算定でも同様)	変更なし
標準的な賦課限度額	政令のとおり	変更なし
標準的な賦課割合	応能割：応益割 = $\beta : 1$ 均等割指数：平等割指数 = 0.7:0.3 (納付金算定でも同様)	変更なし
標準的な収納率	98%を上限に、 市町村ごと過去5年の平均値	変更なし
国保事業費納付金		
医療費水準の反映	医療費水準反映係数 $\alpha = 1$	変更なし
高額医療費の共同負担	共同負担は行わない	変更なし
保険給付費等の対象経費の取扱	出産育児一時金、葬祭費、保健事業等を対象経費としない	変更なし
保険者努力支援制度(県分)の取扱	保険給付費(A)から差し引く	変更なし
激変緩和(一定割合)	一定割合 = 自然増	一定割合 = 自然増 + $\delta$ ( $\delta$ = 自然増を超える部分の1/4)